

# 総務委員会会議録

日時 令和元年6月25日(火) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時33分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹  
副委員長 大久保俊雄  
委員 鈴木 幹夫 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇  
臼井 友基 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 鈴木 康之 防災局長 井出 仁 会計管理者 岡 雄二  
人事委員会委員長 井出 與五右衛門 代表監査委員 小島 徹  
選挙管理委員会委員長 中込 まさゑ  
総務部理事 秋元 達也 総務部次長 渡邊 雅人 防災局次長 小澤 浩  
総務部次長(人事課長事務取扱) 村松 稔  
職員厚生課長 古屋 友広 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一  
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人  
市町村課長 村松 茂樹 情報政策課長 若尾 誠  
防災危機管理課長 細田 孝 消防保安課長 若尾 哲夫  
出納局次長(会計課長事務取扱) 平塚 幸美 管理課長 小林 司  
工事検査課長 樋口 有恒  
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也  
監査委員事務局長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一  
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司

議題 (付託案件)

- 第66号 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例制定の件
- 第69号 山梨県職員給与条例等中改正の件
- 第70号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件
- 第71号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件
- 第72号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第73号 山梨県消防法関係手数料条例等中改正の件
- 第76号 山梨県収入証紙条例中改正の件
- 第77号 山梨県県税条例等中改正の件
- 第80号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4

条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

第82号 令和元年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算  
第88号 特定事業に係る変更契約締結の件  
承第1号 山梨県県税条例中改正の件

請願第1-4号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、第66号、第69号ないし第73号、第76号、第77号、第80号、第82号及び第88号については原案のとおり可決すべきものと決定した。ただし、第80号議案中、税収確保特別対策事業費のうち地方税制検討会開催費については、附帯決議を全会一致で決定した。承第1号については、原案のとおり承認すべきものと決定した。請願第1-4号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時00分から午前10時44分まで、途中休憩をはさみ、午前11時4分から午前11時37分まで、途中休憩をはさみ、午後1時15分から午後1時50分まで、途中休憩をはさみ、午後1時53分から午後2時33分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

#### ※第66号 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例制定の件

質疑

山田（七）委員 知事の仕事が、この秘書を置くことによって、これからの山梨県の発展というものにつながるのであれば、私は当然、これは必要だと思うんですけども、他県では、知事の下に秘書を置くという、こういった制度といたしますか、そういうものはあるんでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 都道府県で申し上げますと、25団体におきまして、この条例自体を制定しているというのが現状でございます。そのうち、現在その条例に基づいて特別職の秘書を設置している団体が8団体という状況でございます。

山田（七）委員 この特別職を置くということは、この職に関しまして、県の職員の皆さん方では、この職ができないというか、そういったことになると思うんですけども、そういうことでよろしいんですか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 知事の職につきましては、行政的な側面と政治的、政務的な側面の両方をあわせ持っているということでございまして、私たち一般

職の職員につきましては、地方公務員法の規定によりまして政治的中立性の維持が求められているということでございまして、その辺の政務分野の活動について限界があるというのが現状でございます。

望月（利）委員 もちろん、私も山田委員と同じように、山梨県のためになる部分であれば必要と思っておりますが、今の説明の中で、行政的・政治的中立性ということ、それがここに来てなぜ必要なのかということをお答えいただけますでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 先ほど私が申し上げました中立性等につきましては、私たち一般職の職員が、どこかの党派に偏っているとか、そういうことがあつてはならないということが法律で定められているということでございます。

望月（利）委員 国や政財界との人脈を生かすということなんですが、これまで生かし切れてなかったということなんでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） この2月17日以降、先ほど申し上げましたように、特別職の参与という形で、秘書課の職員に対して助言・アドバイスを行うという形で生かしてきたということでございますけれども、やはりそれは間接的な形ということでございまして、今後さらに積極的に施策を展開していくということを考えていきますと、より直接的に知事の活動をサポートするということが必要になっているということでございます。

望月（利）委員 やはり1人置くことによって、財政的な部分、給与等の部分で、県民負担がふえていくということ、給料を払うということ。税金から発生するものですかね。そこのところを丁寧にもっと説明をして、理解を得られるような形をとらなきゃいけないと思いますけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） ただいま委員がおっしゃったとおり、私たち県職員ともども知事と一体になりまして成果を上げていくということが県民に対しての最大の説明ということになるかと思えます。私たちも特別職の秘書の方のアドバイスというものの効果も得ながら、積極的に施策の展開に努めてまいりたいと思っております。

望月（利）委員 まさに、その効果ですね。1人置くわけですから、その効果というものをしっかり存分に発揮していただいて、その効果が見えるような形で今後しっかり説明をしていただければと思います。答弁いただいて終わります。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） こういう形で特別職の秘書の方を指定するというのでございますので、その成果が見えるような形で、私たち職員もしっかりと対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 70 号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 71 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件**

質疑

卯月委員 今回の説明で、勤務時間制度の弾力的な運用によって多様な働き方を可能とする環境整備をするための条例改正ということでありましたけれども、民間でいうところのフレックスに近い制度なのかなという感じもしますけれども、その違いと、具体的にどんな形で運用されるのか、まず説明を聞きたいと思います。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） フレックスタイムと、今回、早出・遅出との違いということでございますけれども、フレックスタイムにつきましては、1日のうちのコアタイム、例えば午前10時から午後2時までといった形で定めまして、その時間については必ず勤務しなければいけないということにした上で、1週間の勤務時間、県でいえば、38時間45分ということでございますが、その時間数を1週間の間で働きさえすれば、1日に7時間45分よりも多く働いてもいいし、短く働いてもいい、とにかく1週間なり1カ月といった単位で決められた時間を勤務すればいいというものでございます。

今回の条例改正でお願いしております、早出・遅出勤務につきましては、1日7時間45分の勤務時間についてはそのままいたしまして、午前7時から午後10時までの間で、前後に、例えば午前7時から午後4時ぐらいまで勤務ができるようにするとか、あるいは午後から夜の10時まで働くというような形がとれるということでございます。

その点で、ここにさらに休憩時間の弾力化を加えますと、かなりフレックスタイムに近い形にはなりますけれども、双方の間で、先ほど申し上げたような形の違いがあるということでございます。

具体的に、どんな利用が想定されるのかということでございますけれども、今回は2点ございまして、1点は休憩時間の弾力化でございます。例えば障害

者の方で、長時間同じ姿勢を維持し続けることが難しいという方もいらっしゃるかと思いますが、そんな場合に、勤務時間の合間に、その昼間の60分以外の時間帯で休憩時間を入れることで無理なく働くことができるようになるといったことでもありますとか、子育てを行う職員が、在宅勤務中に昼休みとは別の時間帯に休憩を入れる、例えば午後4時ごろとか、というような形をとることによって、例えば保育園へ子供を迎えに行くといったようなことが可能になるということでございます。

また、早出・遅出勤務につきましては、例えば通勤の混雑を避けるために出勤時間を前後に早めたり遅めたりでありますとか、あるいは業務に関連して能力向上を図ろうとする職員が、勤務時間を全体的に前倒しをいたしまして、早目に仕事を終わるということによりまして、1日の勤務を済ませた上で、無理なく大学の講義でありますとかセミナーなどに通うことができるというようなケースを想定しているところでございます。

卯月委員

わかりました。さまざまな活用ができるということでもありますけれども、心配されるのは、こういったことによりまして、住民サービス、行政サービス、福祉サービス、そういったことに支障が生じないかということです。各個人が、自由にといいますか、こういった勤務時間を用いることになりまして、そういったことも懸念されます。こうした管理は、例えば職場の上司、所属長さんとか、そういった方々がどのように管理されるかについても、一緒にあわせてお聞かせいただいてよろしいですか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 休憩時間の弾力化でありますとか、早出・遅出勤務につきましては、先ほど御説明したような一定の事由に該当する職員が必要がある場合に、所属長にあらかじめ申し出を行って、その承認を得て実施するというところがございます、その申し出を受けた所属長は、所属内の業務に支障がないことをしっかり確認をした上で、承認するかしないかという判断を行うということになるかと思えます。

したがって、まずは職員一人一人がしっかりと職務を遂行することを通じて、県民に質の高い行政サービスを提供するというところにつきまして、しっかりと認識することとあわせて、所属長を初めとして、それぞれの所属において、職員の勤務状況がしっかり把握できるような申請等の手続を整えまして、適切な制度運用が図られるように対応していきたいと思っております。

卯月委員

全国的に時節柄、多様な働き方を可能とする環境整備など、働き方改革と言われるものが進んでいますけれども、市町村に対してもリーダーシップをとっていかなければいけない件だと思いますけれども、県は今後、さらにどのように取り組んでいくのか、最後にお聞かせいただいて、終わりにしたいと思います。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 働き方に対する職員の不安など、しっかりくみ上げまして、それらについて一つ一つ丁寧に検討を進めていくことによりまして、今後とも、さらに働き方改革に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 72 号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 73 号 山梨県消防法関係手数料条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 山梨県収入証紙条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 77 号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 80 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

## 質疑

(税込確保特別対策事業費について)

桜本委員 総の4、税込確保特別対策事業費についてお伺いをいたします。去る前議会というんですか、平成31年3月15日、地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言を行ったところ、その当時、この中で今現在、白井先生以外の方は全て今回の選挙で当選されているということ、そしてまた会派を考えても、自民党誠心会、リベラルやまなし、チームやまなし、共産党の小越さんまで入っている、いわば全県議がほぼ同じような考えのもと、政策提言をした。その中で今回、検討会議の開催ということで、本予算案が出ているわけなんですけど、まずはこの検討会のスケジュール感を教えていただけますか。

今井税務課長 スケジュール感についての御質問ですけれども、今回、補正予算をお願いしております、検討会につきましては補正予算可決後、できるだけ早い時期に、具体的に申し上げますと、7月下旬から8月上旬、8月くらいをめどに第1回目を開催したいと考えております、それ以後は前回のミネラルウォーターの委員会が1年超にわたりまして検討期間がございましたことから、今回についても1年超になるのではないかと考えております。

桜本委員 これは、議会側の方向性が全く変わったという政策提案ではないわけですよね。ある程度、その当時の内容を踏まえてということになるわけなんですけど、具体的に検討委員会のメンバーというものは、どういう方々、あるいはどういう人数設定を考えておいででしょうか。

今井税務課長 今回の地方税制検討会のメンバーでございますが、現在、委員の構成については調整を進めておるところでございますけれども、法制面及び財政面からの専門的な検討、あるいは県内経済への影響等ということからの具体的な検討が必要ということで、租税法や財政学に関する学識者、それから経済団体の方などを念頭に調整を進めておるところでございます。

桜本委員 検討委員会のメンバーというのは、前回のミネラルウォーター税のときと違いというのはございますか。その中で、違いがなければ、こういう内容で違いがあるとか、こういう内容で違いがないとか、ということをお答えください。

今井税務課長 現在調整を進めております検討会のメンバーでございますけれども、前回は十数名で構成されておりました、やはり財政学租税法の専門の方もいらっしゃいましたので、今回もそれについては分野が同じだと考えております。そのほか、前回は法定外目的税ということでございまして、森林整備を目的としていたことから、前回は森林整備に関する森林の専門家の方が一、二名ほどいらっしゃったかと思っておりますけれども、今回は法定外普通税ということで御提言をいただいておりますので、森林の関係の方は、今回は考えておりません。また、そのほか、前回ですと、法定外目的税ということで、しかもミネラルウォーターに関する税ということでございましたので、ミネラルウォーター業界の方が2名ほど入っておりましたけれども、今回は法定外普通税ということでの御提言ですので、特定の業界の方については現在考えておりません。また前回、ミネラルウォーターということで消費者の関係の方が1名いらっしゃったかと思っておりますけれども、そういう消費者の関係の分野についても、今回では今のところ考えておりません。

桜本委員 前回のミネラルウォーター税では、その当時の議会の提案が認められなかった点を踏まえて、今回の政策提言についての違いというものについては、どのような認識をお持ちでしょうか。

今井税務課長 今回、議会から御提言いただきました地下水に着目した法定外税に関してということでございますけれども、前回は法定外目的税ということで、あくまでも森林整備のための財源ということで、そこでミネラルウォーターに着目したかと認識しております。今回御提言いただいた地下水に着目した税につきましては、あくまでも財源等が厳しい状況に鑑みての議会からの御提言と理解しております。

桜本委員 その検討委員会の委員に加わる方なんですが、選定に関して、例えば過去にかかわった方、あるいは今回の提言を議会側で出す中で御助言をいただいた方々については、どのようにお考えなんでしょうか。

今井税務課長 前回の法定外目的税を対象としました検討委員会から、今回は法定外普通税を対象としている検討会を考へておりまして、委員構成につきましては、一旦リセットしまして、ゼロベースから検討することとしております。

桜本委員 前回の目的税とは違うと、県の財政等を注視したというようなことで、大分、執行部側の方向性も着目点も変わっているということを、我々も理解しているところでございます。

委員長に申し上げたいんですが、附帯決議ということで、この検討委員会のメンバーについて、その人選によって、検討委員会の報告書が非常に大きく変わってくるということ、そして過去に本県及び本県議会の検討会等のメンバーを務めるなど、本県の税や財政状況に精通した中立性・公平性を持った方を選任する必要があると思うんですが、この中で、採決の前に附帯決議事項ということをつけ加えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

乙黒委員長 桜本委員から、ただいま審議中の第80号議案中の税込確保特別対策事業費に対して、附帯決議を付されたいとの動議の提出がありました。よって、本動議を議題といたします。

附帯決議案を事務局に配付いたさせます。

これより附帯決議案について、提出者から説明を求めます。

桜本委員 それでは、案を述べさせていただきます。

検討委員会のメンバーについては、その人選により検討委員会からの報告書の結論に大きく影響することから、公平・公正を期するとともに、過去に本県及び本県議会の検討会等のメンバーを務めるなど、本県の税、財政状況に精通した委員を選定する必要がある旨の附帯決議をつけ加えてもらいたいということとなります。

鈴木委員 今、附帯決議のお話があったかと思いますが、前回を見ますと、学識経験者の中には導入に賛成だという方も多分いらっしゃると思うんですが、ややもすると、利害関係の中で、直接地下水について利益を得るような団体、業者等が入っていた中で、はっきり言ってつぶされたような感も感じるわけございまして、二度とこういうことがあってはいけなないと。ミネラルウォーター関係

の税の県議会のほうの委員会もあったわけで、特にやはり財政が厳しい中で、どうしても私どもは税を施行して対処する山梨県であったほうがいいかなと思っております。

そのような意味で、今、この附帯決議は、本当に時宜を得た、いい附帯決議だと思いますけれども、委員を任命するのは別ですから、それは何とも言えませんが、県議会としたらこういう方向であるということの中で、これを附帯決議にさせていただきたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

乙黒委員長　それでは、本件については、お手元に配付の内容とする附帯決議を付すことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

乙黒委員長　ただいま決定された附帯決議について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

乙黒委員長　御異議なしと認めます。よって委員長に委任の件は、お諮りしたとおり決定されました。

(やまなし消防団員サポート事業費について)

山田(七)委員　防の3ページ、やまなし消防団員サポート事業費について幾つかお伺いいたします。

私も地元の韮崎市で消防団員として20年間活動してきて、韮崎市では、市独自で消防団員サポート事業というものを行っております。そういった中で、この消防団サポート事業は、市内の事業所だけにしか韮崎消防団の皆さん方が利用できないということで、これを何とか広域的に利用できないか、そういったことをすることによって、この消防団員の活動環境というものがもっともっと活発化するんじゃないかといった意見をお伺いした中で、私は去年、本議会において質問をさせていただいて、ようやくこのサポート事業というものが前に進んできたのかなと感じています。

では、広域的な事業を始めるにしても、各市、また事業所がこういったものに理解を示していないとなかなか前には進んでいかないと思うんですけれども、韮崎市を含めて、今、この県内でこのサポート事業を行っている市町村、また各市町村で登録している事業所数がわかったら、教えていただきたいと思います。

若尾消防保安課長　現在のサポート事業の現状についての御質問でございますけれども、平成31年4月現在、事業に取り組んでおります市町村は、山田委員の地元韮崎市を含む13市町村、協力事業所は745店舗でございます。

山田(七)委員　今、県内で27市町村あるうちの13市町村という中で、これはもっともっとやっぱり広げていかないとだめだと、効果的にはならないと思うんですけれども、その辺の県の考えを教えてください。

若尾消防保安課長　この制度を有効なものにしていくためには、やはり取り組む市町村を広げ

ていく必要があると思っております。そのため県では、現在、このサポート事業は、原則、市町村を単位として行っているところがございますけれども、県において覚書を結ぶことによりまして、県内全域の消防団員が利用できる協力店舗をふやしていくということと、また今回、この事業におきまして、県内統一カードやステッカーなどの啓発物品をつくることにより、導入する市町村の負担を軽減しながら、制度未実施の市町村に積極的に導入を働きかけていきたいと考えております。

山田（七）委員 ステッカーをつくったり、導入する市町村の負担はこれで軽減されるということなんですけれども、やっぱり加入していただく店舗にメリットというものがないと、なかなか加入はしてくれないと思います。何%割り引くとか、来てくれたら何かを出すというのは、当然それは店舗のサービス、個人負担になってくると思うんですけれども、やはり県として、加入すればこういったメリットがあるんだよということもある程度示していかないと、加入の店舗というのはふえてこないと思います。その点、県が加入する事業者に対するメリットは、どういうものを考えているんでしょう。

若尾消防保安課長 店舗のメリットというのは、やはり団員の方々に、その店舗を利用させていただいて、販売促進につなげていくということを考えているところがございます。そのためには店舗を広く周知していくということが大切だと考えております。ですので、店舗におきまして掲示するステッカーや、卓上ののぼり旗など、そういうものを配布するとともに、県や市町村で、その取り組み店舗を広く紹介することが必要だと考えており、ホームページの連携や、またその中で、利用する店舗を容易に調べられるような工夫についてもしていきたいと考えております。

山田（七）委員 本当に、消防団員が消防団活動をしていて、こういったサポート事業というのがあって、消防団活動に入ってよかったなと思える、消防団にとってのメリットもそうでしょうし、消防団のサポート事業というものに加入することによって、販売促進とかいろいろなことで地域の活性化につながることで、ウイン・ウインの形になっていくためには、やっぱり連携する市町村、また事業店舗の数がふえていかないとだめなんですよ。

けれども、消防団というのはやはり、先ほどもおっしゃったように市町村の管轄という中で、県が一律バンとやってどうだっていうこともちょっと難しいと思うんですけれども、そういった状況の中で、県が果たす役割というものを最後にお伺いして、この事業をぜひとも積極的に取り組んでいただきたいんですが、県のお考えをもう一度お伺いします。

若尾消防保安課長 県の役割、特に市町村が取り組んでいく中での県の役割という質問でございますけれども、県としましては、県ができる広域的な観点から、店舗の拡大に取り組んでいきます。これは、多店舗展開しているような店舗、県内広く展開している店舗への働きかけや、市町村がサポート店として登録しているものを、県が広く県全体での利用に結びつけていくような覚書でありましたり、そういうものを行っていく。また、先ほど言いました啓発物品なども県で用意する中で、未実施の市町村への働きかけなどにも取り組んでいく。そういうことによりまして、事業を拡大していきたいと考えております。

(市町村消防力強化促進事業費について)

早川委員 2点あります。まず、一番最後の防の3ページ。2番目の市町村の消防力強化促進事業費について、お伺いしたいと思います。

この消防の一元化というのは昔議論されていて、たしか七、八年前に、全県で1消防本部ですか、それを目指した経緯があると思うんですけど、それがいろいろ格差があって、平成二十四、五年ですか、一回頓挫をしたっていう経緯があると思うんです。今、国の流れもあって、このように効率化を目指していくことになった、そういう流れだと思うんですけど、この中で各地域の消防本部の連携強化をと書いてありますけど、まずこの内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

若尾消防保安課長 この事業の内容について御説明いたします。消防や救急の119番通報を受ける共同指令センターや、また接近した消防本部が行うはしご車の共同運用などは、既に連携・協力の取り組みとして全国の消防本部で行われているものでありまして、スケールメリットが高いと聞いております。

今回の事業につきましては、国のモデル事業を活用して、県内の消防本部におけます指令センターの共同運用の可能性と、その効果について検討していきたいと考えております。

早川委員 国の流れということで、私は常々、一元化についてはいいことだなと思ってはいるんですけど、例えば指令センターは、千葉県みたいな大きいところでも2つでやっているところがあると思います。そして、県内でも東部のほう、都留と大月、上野原で、3つの地域が指令センターを共同でやっているんですね。そういった中で、この指令センターの共同運営に対して、具体的にどうということを行うのか。そのことによる効果をもう少し詳しく教えてください。

若尾消防保安課長 まず、指令センターの共同運用とは、これまで各消防本部が行っておりました119番通報の受信でありましたり、消防車、救急車の無線管制業務などの通信指令業務を共同で行うというものでございます。今お尋ねの効果としましては、1カ所で行うということでございますので、人員配置や経費の面から効率化が図られるということと、また情報が一元化されるということでございますので、本部間の迅速な相互応援態勢が可能になるということが挙げられているところでございます。

早川委員 今回この予算で、本県について、果たして山梨県の全県1つでこういう共同運用について考えるのか、果たしてまた東部みたいに各小さい地域をまとめて幾つかでやるのか、そういうことが見込まれているんでしょうか。今回の予算に関して、具体的にどういう消防本部を対象にしているのか、伺います。

若尾消防保安課長 まだ現時点では、そういう幾つの組み合わせというものは考えておりませんが、各消防本部から個別にいろんな意見を伺った上で、各消防本部における指令センターの組み合わせについて検討してまいります。どことどの消防本部においてどのような組み合わせにしていくのか、複数のケースを想定しまして検討を進めていきたいと思っております。

早川委員 繰り返しになりますけど、地域ごとに格差があって、給与の格差など難しい面があると思うんですけど、国も全体的にいろんな効率化を考えている中で、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

(富士山火山広域避難対策推進事業費について)

早川委員

続いて、戻りまして防の2ページ。一番上の㊦富士山火山広域避難対策推進事業費について聞きます。

今まで、各市町村が避難計画をつくったと思うんです。今回初めて、実際に避難して行動する避難行動計画をつくって、それを県がまとめるという、そういうイメージだと思います。ここで私が感じるのは、よく富士山科学研究所の藤井先生などと話すんですけど、噴火をしたときに予測ができる、例えば有珠山は予測ができたと思うんですけど、御嶽山とか白根山のように噴火直後に発生してしまうというリードタイムというんですか、それが短いケースがあると思うんです。今回のこの行動計画については、避難行動計画の前提として、どういう噴火を想定しているのか。予測ができる場合、できない場合とか両方しているのか、お伺いします。

細田防災危機管理課長 ただいま御指摘がありましたとおり、火山の噴火にはさまざまなパターンがございます。今回想定する噴火につきましては、本県のほか、静岡県や国などで構成されます富士山火山防災対策協議会、そこで策定されました広域避難計画というものがあります。その中で想定している噴火でありまして、噴火の前兆として、地震が続いて、その後に噴火したというものを想定しております。

早川委員

そうすると、予知できないものじゃないってことですね。それは含まれてないということですね。

細田防災危機管理課長 ただいまの予知できるかどうかというところですけども、火山の何らかの現象があって、いつ噴火するか、そこまでの想定はせずに、何らかの現象があって、その後に噴火したというものを考えております。突発的なものではなくて、何らかの前兆があって、その後に噴火したということを想定しております。

早川委員

突発的な場合もあるので、さまざまなことが検討課題であると思います。

もう一つ、ここに恐らく入っていないと思われませんが、この計画は、県民や住民のことを心配しての計画だと思うんですけど、我々の地域だと昔から言われているのが、観光客とか、あとはたくさん外国人たちが来ていると思うんです。この今回の計画に、観光客とか外国人は入っているのかどうか。私はそういう人々も対象にする必要があると考えるんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

細田防災危機管理課長 ただいまの外国人などの観光客の部分であります。御指摘のとおり、今回、広域避難計画をもとに策定しました。基本的には地元住民を対象にしておりますので、その計画の中には含まれておりません。しかしながら、外国人を含む観光客の避難対策は大変重要な課題でありますので、これまでもさまざまな言語での情報伝達ですとか、避難訓練などは実施してまいりました。今後、そういった対策を強化するために、外国人を含む観光客について、ただ県を越える広域避難になりますので、国などと連携をしながら避難対策について検討してまいりたいと考えております。

鈴木委員

関連質問になりますが、今、地元の住民について話をしたんですけど、今度策定する行動計画で、避難行動はどのように計画の中に反映されているのか。

細田防災危機管理課長 ただいまの御質問であります、今回の行動計画の中では、地区単位での避難順序ですとか、また避難経路などを検討いたしまして、それらを住民の方々の具体的な行動に結びつける、そういった計画を策定することとしております。そのため、住民の方々にその計画の内容を丁寧に説明するとともに、避難訓練等を実施してまいりたいと考えております。

鈴木委員 今年の3月だったと思うが、ハザードマップの策定会議で説明を受けた中で、県民の方に周知しているかどうかは分からないが、噴火すれば吉田方面が全滅してしまうほどの雁ノ穴というものがある。先ほど御嶽の話が出たんだけど、地震予知もあるけれども、火山予知というのは、なかなか難しい。地震予知から大体想定するんだけど、雁ノ穴が追加されていると思うんだけど、この影響をどのように見るか、それからどのように反映していくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

細田防災危機管理課長 今、委員からお話がありましたとおり、ことし3月にハザードマップの改定をする中で、想定火口範囲として雁ノ穴噴火口というものを追加して公表したところであります。その影響について、現在慎重に検討しているところでありますので、今回の計画にはまだ反映はいたしません、判明した後、直ちに今回の計画にも速やかに反映していきたいと考えております。

鈴木委員 ちょっと私も別に聞いたんだけど、いつ噴火するかわからないけど、今か、それとも10年後か30年後かわからないけど、噴火する想定とするならば、さっき言ったような相当の被害、考えられないような、全部覆ってしまうような火砕流があったりする状況になる場合もあるとのこと。結局、今後の富士山の噴火対策には特に重要だと思うんだけど、これはどのように考えて取り組んでいくのか。今はまだはっきりしないと言ったが、どうなのか。

細田防災危機管理課長 ただいまの御質問であります、今回策定します計画に基づきまして避難訓練を実施して、また避難訓練で出された課題などを検証して、またそれを計画に反映していくということを繰り返しながら、住民の方々が円滑に避難できるように取り組んでいきたいと考えています。

また、こうしたソフト対策だけでなく、噴火予知の精度を高めるための観測器の設置ですとか、また溶岩流などの火山現象への対策としてのハード対策、そういったものも必要でありますので、火山対策に関する法制度の充実を国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

鈴木委員 最後になりますけれども、いずれにしても、これはそこに住む住民というのは、やはりいつも危機感を持ってはならないので、さっき言ったように、いつ噴火するかわからない、そういう状況の中で、住民の皆さんに周知しているかどうかわかりませんが、こういうものがあるんだよという周知はぜひ必要だと思うし、行動計画もさることながら、そういう想定で、もし雁ノ穴が噴火をするならばこうだよというものをその中に盛り込んで、これからいくべきだと思うけれども、答弁はいいけど、そんなことでお願いしたいと思えますね。

細田防災危機管理課長 いつ噴火するかわからないということですので、対策を十分にとると同時に、それを住民の方々に丁寧に周知しながら円滑な避難ができるよ

うな体制をとっていきたいと考えています。

(働き方改革に向けたICT環境整備事業費について)

杉山委員

総の8ページの働き方改革に向けたICT環境整備事業費ということで質問させていただきます。

働き方改革というのは、さっきの条例案で、勤務時間等々のところも関連するんだと思います。いろんな方面で、今、働き方改革ということが進んでいるんだろうと思います。そのうちの 하나가、このICT環境整備というようなことだと思うんですが。先ほど概要説明の中で、4つの事業の説明がございましたけれども、要はこういった事業をどのように生かして活用して働き方改革につなげていくかというのが一番大事なことだと思うんです。先ほど事業の説明があったんですが、それをどう働き方改革につなげるかというところの説明はちょっと足りなかったような気がするので、その辺をもう一度説明をしていただきたいと思います。

若尾情報政策課長 職員が多様で主体的な働き方を実現し、質の高い県民サービスを提供できる組織となるための利用環境の整備や職員が行う業務を、単純作業から付加価値の高い業務へシフトさせることが求められております。このため、時間や場所を有効に活用できる働き方を実現する取り組みとして、移動時間をなくし、時間の確保が可能となるテレワークの導入や、職員が行う業務を単純作業から付加価値の高い業務にシフトさせることが可能となるRPAの導入のほか、議事録作成支援システムの導入やテレビ会議、Wi-Fi環境の整備をすることにより、働き方改革の実現に取り組んでいくこととしております。

杉山委員

ではもう少し具体的に聞きますけれども、そういったことをどういう場面で使うということを想定しているのか、何かそういうものはありますでしょうか。

若尾情報政策課長 今、申し上げましたテレワーク環境の整備におきましては、在宅勤務として、特に個々の事情を規定するということは今考えていませんが、一例を挙げますと、介護や育児が必要な職員が自宅で電子メールの利用や資料作成等の業務を行うこと、またモバイルワークとして出張所の職員が現地で書類の確認や報告書の作成等を行うことなどを想定しております。

また、テレビ会議環境の整備においては、例えば本庁と東京事務所をつないだテレビ会議により、出張中の職員と会議や打ち合わせを行うことを想定しております。

杉山委員

いずれにしても、先ほど言いましたけれども、働き方改革のためにやるわけですからね。そこをしっかりと柱をつけて、どう働き方改革につながったかということも検証できるように、そんな事業になればと思います。

もう一つ、そういったICT環境などをさらに広げるために、例えば市町村などに、こういったものをどう広げていくかということ、何かございますでしょうか。

村松市町村課長 県内市町村に、そうした業務の効率化等を広げるに当たりまして、昨年12月に県内市町村における行政内部の業務効率化を図るために、AI・RPAなどのICT技術の導入検討を目的として、市長会、町村会より推薦を受けました5市5町村と県などを構成員とする、スマート自治体研究会を設置いたしました。県が行います、AI・RPAなどのこうした取り組みから得られます

ノウハウや課題につきましては、このスマート自治体研究会などの場を通じまして、市町村に積極的に情報提供を行うとともに、先進事例や活用事例の紹介などを行うことで、ICT技術の導入によります業務効率化の検討を進めまして、市町村の働き方改革に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

杉山委員

最後になりますけれども、いずれにしても、先ほども言いましたが、木を見て森を見ずじゃないんですけれども、いかに働き方改革というところにつながるかという、個々の事業も大事ですけれども、さらに意識だとか、そういうところも含めて考えていかないと、本当に実のある事業にならないんだろうと思いますので、ぜひその辺をやっていただければと思います。

(公共施設等適正管理推進事業費について)

大久保副委員長 私は、総5ページの公共施設等適正管理推進事業費について、幾つかお伺いします。当然のことに、やっぱり財政逼迫の大きな原因、この老朽化、長寿命化というのは課題となるわけですけれども、先ほどの説明で14億円の補正と、金額も多いですし、文言が計画的計画的という言葉が幾つか出てきた中で、まず公共施設等適正管理推進事業の各事業で、どのような施設に対してこの長寿命化工事を実施していくのか、もうちょっと具体的に御説明願いたいです。

雨宮財産管理課長 まず、長寿命化改修事業につきましては、施設方針を長寿命化とした150施設について、施設全体で改修の優先順位づけを行い、本年度は県民利用施設を中心に47施設77カ所の改修に着手をしております。

次に、2の耐震診断事業は、長寿命化とした150施設のうち、耐震診断が未実施の11棟全てにおいて、長寿命化を前提とした診断を実施するものでございます。

次に、ユニバーサルデザイン化事業につきましては、施設の長寿命化改修にあわせまして利用環境の改善を図るため、県民の皆様が利用される頻度の高い3施設について、授乳室の設置やトイレの洋式化を実施していくものでございます。

なお、長寿命化改修事業及びユニバーサルデザイン化事業につきましては、有利な起債でございます公共施設等適正管理推進事業債を活用し、財政負担の軽減、平準化を図っております。

大久保副委員長 今回の3つについて、説明がありましたけれども、施設の長寿命化は、今後も当然継続して実施する必要があると認識しておりますけれども、長寿命化事業で老朽化している県施設に対してどのように、具体的な工事も見込んで、御説明いただきたいです。

雨宮財産管理課長 長寿命化改修では、まず施設の長期利用に不可欠な屋上防水や受変電設備など、建物の主要部位を中心に、改修に着手しております。当面の3年間で、建物の雨漏りや耐用年数を大幅に超過している設備など、緊急度が高い部位、設備は、老朽化改修できる見込みでございます。本年度以降、計画的な改修を継続していくことで、県施設全体の老朽化状態の改善を図っております。

大久保副委員長 県の施設もかなりの数があると思うんですけれども、予定している施設の数と、今年度この補正で、具体的な数字が出たわけですけれども、どのような優先順位、基準でこういった補正を盛ったのか、ちょっと説明を願いたいです。

雨宮財産管理課長 施設全体の優先順位につきましては、長寿命化として150施設につきまして、棟ごとに建築部位、設備等の点検を実施いたしまして、点検結果を踏まえまして、部位、設備の劣化状況に加えて、耐用年数や経過率、過去のふぐあい等々を総合的に勘案し、施設全体で改修の優先順位づけを実施しております。

優先順位づけの結果につきましては、今後10年間の改修予定を示した個別施設計画に記載をしております。改修の優先順位づけにつきましては、毎年度実施いたします長寿命化点検結果等により見直しを行ってまいります。

大久保副委員長 当然、適正管理推進事業、そしてまた長寿命化を考えた中で改修ということも必要ですけれども、場合によっては廃止とか、近隣で統合という考えも当然必要になってこようかと思うんですが、そういった中長期的なビジョンで、そういった視点での議論はどのようになされているのか、お伺いしたい。

雨宮財産管理課長 公共施設のあり方検討につきましては、平成29年度に実施をいたしまして、その中で長寿命化を行う施設を150施設、継続的に従前どおりの方法で存続させる施設を211施設、老朽化等に基づき廃止をする施設を2施設、また継続して課題について検討を行う必要がある施設を35施設としております。

また、今後、施設の方向性について継続検討を行っていくものにつきましては、令和2年度をめぐりに、個別施設計画の策定をしていけるように努力してまいります。

大久保副委員長 本目的であります公共施設等総合管理計画、これはやはり財政負担面の軽減という大きな目的があるわけですが、施設の長寿命化によって財政負担の軽減、平準化を図ると、こういう大きい文言が入っていますけれども、将来的な財政負担は5年、10年と中長期的なスパンの中で、どのくらい程度軽減できるのかを、財政上の面からお示しいただきたいです。

雨宮財産管理課長 施設の長寿命化は、計画的な改修を実施することによりまして建物を延命化し、多額の経費がかかる建て替え等の時期を極力先送りしようというものでございます。長寿命化の取り組みを継続して実施することで、従来の40年程度で建て替える場合と比較して、今後50年間の施設の改修、建て替えにかかわる経費を約30%軽減できる見込みでございます。

大久保副委員長 今パーセンテージで示されましたけれども、金額的な部分ではいかがでしょう。

雨宮財産管理課長 費用については、あくまで推計値でございますけれども、31%、約1,690億円程度の削減になろうかと試算しております。

大久保副委員長 地方公共団体では、県はもとより市町村もこういった部分が非常に大きくなりますし、これはしっかりと計画、そしてまた履行という部分が非常に大事になろうかと。今も何千億円という規模ですので、確実にこういった数値目標、そしてまた財政等の軽減につなげようとする並々ならぬ決意を、最後にもう一言お伺いしまして、質問とさせていただきます。

雨宮財産管理課長 長寿命化につきましては、個別施設計画に基づいて実施をしております。

でございますが、毎年度、建物についての点検を実施しまして、その都度、計画的な管理保全を実施して、その都度、優先順位等は見直しを行いまして、計画的に経費の削減と平準化に、今後も努めてまいります。

桜本委員 公共施設の適正化ということで、過去にも学校施設において、学校施設課等で、例えばいろいろな福祉施設においても、自分たちの技術外というところもあって、例えば県土整備部のほうにお任せしたりいとうような形になって、いろいろな部局ごとに分けてきたんですが、そもそも財産管理課というところに関して、そこまでの管理、技術的な指導、技術力を持っている職員が、課としていらっしゃるんですか。

雨宮財産管理課長 財産管理課には、兼務でございますが、営繕課の職員で2名兼務の者がおります。

桜本委員 過去の県行政においても、幾つかやり直しの工事だとか、あるいはうまくいかなかったことについて、その歴史的な間違いとか反省というものが、ここの部分に生かされていないと思うんですね。長寿命化については、こちらの財産管理ということでおまとめになるのは構わないんですが、その後の工事とか、ここの中にも幾つか長寿命化の改修だとか、耐震だとか、ユニバーサルデザイン化というように幾つか分かれている。でも、餅は餅屋というように、県の施設においても部局によって、その部局ごとの持ち分の建物と施設等を持っている。あるいは指定管理のときにも、やはりそういった形でやっていると。私としては、これだけの長寿命化の物件がたくさんあるとなってくると、やっぱりそういったすみ分け、部局ごとの形の中で分けていったほうがやりやすい。あるいはある程度、財産管理課のほうで形をつくって、計画をつくった以上は、これからの工事については、やっぱり専門的なところにお任せしたほうがいいんじゃないですか。担当部長はどのように思いますか、過去の経緯を含めて。

鈴木総務部長 この問題については、改めて委員の御指摘も踏まえて、まさに公共施設を担当している財産管理課と工事を担当する営繕課、それから施設を所管している各課というのは連携をとっていく必要があると思います。もちろん、そういう意識を持ってこの2年間取り組んできた意識はございますけれども、確かに施設ごとの特徴という形で、それぞれ千差万別というものもあると思います。ただ、建物について逆に共通的に処理できるといいますか、そういうところもあると思いますので、その点、逆に財産管理課と営繕課からこういうようなマネジメントをしたほうがもっといいんじゃないかというアドバイスをすることもあるでしょうし、その点はまさに3部局が連携してやっていくことが必要だと思います。その点は、改めて委員の御指摘をいただきましたので、しっかりやっていきたいと思っています。

桜本委員 近いところでは、富士北麓公園がありました。これも、出先の県土整備部の部局と、スポーツ健康課と、幾つかのかかわりの中で責任を明らかにしなきゃならないということで、もめたばかりですよ。そのことがやはり、ここの中にも私はたくさん含まれていると思うんですよ。今、出されている中でも、合わせて61施設ですか。この中でほかの部局においては、例えばこれは何年計画の中の今回この部分ですよというように、箇所表を出しているところもある。この部分で、箇所表のような、具体的な個々の計画というものは出せるんですか。

雨宮財産管理課長 計画につきましては、10年間の計画をそれぞれの施設で立てておきまして、改修する部位、設備につきまして、既に優先順位づけをしておりますので、箇所づけも現状ではいたしております。箇所づけはされておりますので、その箇所について、今年度工事をしていくという形になっております。

桜本委員 私が言っているのは、我々議員にもわかるように、各部局で、箇所表というものを出しているわけなんですね。例えば、行革で指定管理などを見る中でも、例えば県土整備部においても、私も一度、委員長を経験している中で、県営団地についても細かく出してくださいというように、時代とともに我々の議員側からも幾度となく提案をして、その特別委員会等々の中でも変化が出てくるんですね。やっぱりそういったことを踏襲していただかないと、これだけの長寿命化、じゃあ10年かかるといっても、我々が審査だとか、こういった審議をする中で、これはこういう計画です、これはこういうものですよという大きい箇所表という、全体像を見せていただかないとチェックできないですよ。そのぐらい、やっぱり微妙なものなんですね、この工事というのは。どのようにお考えなんですか。整理しようとしているのか。我々にどのように説明できるような資料を出していくのか。そのことをお答えください。

乙黒委員長 委員各位に申し上げます。着席のまま、一旦休憩とさせていただきたいと思っております。

( 休 憩 )

乙黒委員長 審議を再開いたします。

桜本委員 改めて質問いたします。過去において、過去といっても先般のことです。富士北麓公園における芝生の問題も、やはりどちらの責任なのかということで、経費も逆に非常にかさんでしまった、そういったケース。山梨県においても、過去、本当に幾たびも繰り返している。その中で財産管理課として、先ほどの説明の中で、県土整備部から2人ほど来ていただいているというようなこともお聞きしました。ただ、これだけの長寿命化ということで、単年度で終わるような事業でもありませんし、中には長年、10年かかるもの、あるいは5年のもの、やはり計画的なものをぜひやっぱり1つに箇所表という形でまとめていただいて、その中で進捗というか、進行管理みたいなことは財産管理課が行いながら、そのほかの部分については県土整備部というようなところに任せるのか。あるいは資産の関連を持つ部局に任せていくのか。やはりそういった面において間違いのない、繰り返しをしないようなやり方を、ここでもう一回見直してもらえないかということでございます。

その中で、長寿命化の箇所表ということで、我々県議会議員がその都度その都度チェックできるような、一つの総体的な表にまとめることができるのか、あるいはまとめているのか、そのことをお答えくださいという質問です。

雨宮財産管理課長 各個別施設計画に箇所づけをしておりますので、後ほど整理したものをお届けいたしたいと思っております。

乙黒委員長 では、委員各位に申し上げます。ただいま桜本委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

乙黒委員長　それでは、執行部に申し上げます。ただいま桜本委員から要求のありました資料につきましては、資料作成後、提出をよろしくお願いいたします。  
(後日、財産管理課から資料の提出があり、各委員へ配付された。)

桜本委員　そういった、きちっとした表に基づいて我々も審査できるという部分もありますが、根本的な進行管理と実際の事業を行うところというのは、やはり慎重に考えていただかなきゃならない。たびたび議会の中でも執行部に対して、二度とそういったことを起こさないようにということ、やってもらわなきゃ困るというようなことを言っております。

最後に総務部長、その辺の気構えというんですか、柔軟性が持てるのか持てないのか、あるいはしっかり二度と過去のことを繰り返さないとか、その辺の心構えをお聞かせください。

鈴木総務部長　委員の御指摘というか問題意識のところは、まさに去年の芝生張替の案件といますか、そういう点で、管理でそういうようなことがないようにということで御指摘を強くいただいておりますという印象を持ちまして、改めて連携ということ意識して、取りまとめ部局、内部管理部局として、しっかり対応してまいりたいと思います。

(働き方改革に向けたICT環境整備事業について)

卯月委員　総の8、働き方改革に向けたICT環境整備事業。杉山委員の関連になる部分もありますけれども、具体的にこのテレワークの環境、在宅勤務や庁外からのモバイルワークのテレワーク環境の整備を行うとありますけど、具体的なことをちょっと教えていただきたいと思います。

我々も県議会としてペーパーレス化に取り組んでおります。議会資料等々をやりとりしたり、閲覧したりするものです。先ほどの話ですと、介護や育児、在宅でメールや書類のやりとりを行うとの話でした。となると、そういったタブレットでは容量的にどうなのかなということをおもいますし、モバイル、テレワークの環境ですから、自宅のWi-Fi、LANを設置するのか、それともキャリアを契約するのか、その辺のことを具体的に答えられたらお願いします。

若尾情報政策課長　今回、テレワークにおいて行う内容としましては、まず在宅勤務につきましては、個人所有のPC、パソコンを持っている方は20人程度、20台程度を想定してまして、一定のセキュリティー設定や回線の設定をしまして、在宅勤務ということを経験していただくということです。また、それ以外に、持っていない方もいらっしゃると思いますので、貸出用PC10台を用意いたしまして、それを在宅勤務用に使っていただくということで、在宅、自宅で勤務の経験をしていただくということです。一時に30台程度という形でまず想定をしているところです。

また、モバイルワークということで、外出先と本庁等を仕事で結ぶということにつきましては、タブレットPCを10台用意いたしまして、またそれを使って現場と本庁とのやりとりを行うということを想定しております。

あと、それ以外に、今回、テレビ会議、また書類のペーパーレス化ということで、庁内において、常設のPCを使ってのペーパーレス化も今回、既存のものを使って実施するというのを想定しております。また、これらを回しながら

ら、県庁の多くの方に活用していただいて、今回それをまた検証していくという形で進めていきたいと考えております。

卯月委員

わかりました。セキュリティーは、各個人のPCのそれぞれのセキュリティーソフトを使うんでしょうけれども、やはり公的な文書のやりとりがあるでしょうから、そこはしっかりと統一したほうがいいのではないかと。強固なものにしないとまた問題にならないかという気がします。

それと、実は私も最近までサラリーマンの経験があって、そういったことが割と進んでいる会社にいました。希望者を募って、こういった制度をつくる。初めは結構申し込みがあっても、やっぱりできる部署とできない部署があると思うんですね。そういった不公平感もないようにということもあると思います。その辺についてどうでしょうか。

若尾情報政策課長

まず、最初のほうの情報セキュリティーの問題ですけれども、モバイルワーク、またテレワークで自宅で使う場合に、直接県庁のデータをとることはできない。見ることはできたり、操作することはできます。ただ、実際にデータを見るだけなので、取り出したり、またその内容を自宅のプリンターで印刷するということはできない状況で使っていただくということなので、あくまでも遠隔操作というイメージになります。外にいて自分の机の上にある1人1台PCの中身を見たり、そこでワードなどで文書をつくったりということはできるんですけれども、その文章をじゃあ外で、自宅で印刷しましょうとか、それをデータとして取り出しましょうということとはできないという環境の中で行うものとなっております。それとあと当然ウイルスソフト等の対応もあったりしますが、その辺のセキュリティーについては万全を期していくということを考えております。

また、部署については、当然、庁内ではいろいろな場面、事務系で机に座って仕事をすることがメインの方、出先へ出て現場を見る方、いろいろなシチュエーションがあります。ですから、できるだけ、またそれを制度的にも運用できるように、そこをわかっている方とか、そういうところをいろんな場面の方を経験していただくということなので、できるだけ多くの方にローテーションを組んで経験していただくというスケジューリングもして、今回ノウハウを高めて、実際の運用に向けてやっていきたいと考えております。

卯月委員

わかりました。試用ということですから、まずは試みの運用という感じだと思いますので、なれていただくということだと思います。わかるんですけれども、今言ったような環境だと、なかなか本格的な業務が外でできないのかなというのも実情だと思います。それは、おいおい検討していただくことだと思います。

あと、先ほどの条例案のところでも言いましたけれども、やはりサービス管理といえますか、業務管理についてはどのように考えていますか。

村松総務部次長

(人事課長事務取扱) サービスにつきましては、人事課で所管しておりますのでお答えさせていただきます。今回、特に在宅勤務が中心になるかと思っておりますけれども、他県の先行例なども参考にいたしまして、形式といたしますと、自宅から自宅への出張というような扱いにするのがいいのではないかとということで、今検討をしております。したがって、あらかじめPCですとか、回線の枠を確保するということが前提になりますけれども、その上で所属長に対して在宅勤務を行うという内容の承認申請を行って、そういったしますと、そ

の在宅勤務中の行動予定なども、あらかじめわかっている範囲で職員から示してもらって、管理をしていくという形を考えております。

あと、実際、在宅勤務する際には、仕事を始める前にメール、あるいは電話で一報を入れていただく。それから、終業の時点では、これで終わります、きょうこんな仕事をしましたという形で報告をしていただくというような形で、勤務の管理をしていくということを考えているところでございます。

卯月委員 わかりました。いずれにしても、在宅で仕事をするということで、行政サービス、住民サービスが低下しないようにお願いしたいと思っております。

最後に、以前、こういったテレワークに対して非常に進んでいるNTTさんの特集を見たことがありますけれども、テレワークの際に、360度カメラといますか、そういったものを自宅に設置していて、職場と簡単にやりとりが、今こういうことをやってますよということがお互いに見られるようなシステムもあるようです。割と簡易的なものもあるようですから、そういったことの導入も含めて、よりよい職場環境の整備ですとか、労働環境の整備をしていただければなと思っておりますけれども、最後にそこをお聞きして終わりたいと思っております。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 今回、テレワーク予算をお願いいたしまして、できるだけ早くスタートさせたいと思っております。先ほど情報政策課長からも御説明いたしましたとおり、当初はある程度計画的に、できるだけたくさんの職員に経験をしてもらいたいと考えております。そうした中で、実際使い勝手がどうなのかということも、アンケートなどを行いまして、改善点を拾い上げながら、今後さらに充実をしていきたいと思っております。

乙黒委員長 他の委員会の歳出予算の審議が全て終了しておりますので、これより第80号議案を採決いたします。本案は桜本委員から提案のあった地方税制検討会開催費について、付帯決議を付した上で、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。また、全員一致で付帯決議すべきものと決定した。

## ※第 82 号 令和元年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑

桜本委員 リニア沿線という中で、私もこの沿線の開発には市町村振興資金という有利なものを、沿線の市町が使うべきだということで、枠も大変広げていただいた経緯もあるんですが、直近でこの沿線のところから、どのような形で振興資金の活用、施策という要望を受けているのでしょうか。

村松市町村課長 今、委員からお話ございましたリニア沿線地域活性化支援事業資金について

てのお尋ねですけれども、甲府市から中道北小学校移転事業、それから南アルプス市におきましても甲西グラウンドの移転事業とか、藤田スポーツ広場移転事業等々、3市1町から、そうした事業についての活用の要望を受けております。

桜本委員 有利な振興資金、貸付金であります。この沿線の中でも反対を受けている地域がある中で、このような有利なものがある。これは、例えば研究資金だとか、そういったところにも幅広く貸し付けができるということも聞いておりますので、ぜひ市町村課からも積極的に市町に対してPRしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

村松市町村課長 リニアの建設促進につきましてはリニア交通局が進めておりますけれども、市町村課といたしましても、こうした市町村振興資金の活用など、財政支援を中心に関係課と連携を図ってまいりたいと考えております。

市町村課といたしましては、市町村振興資金のこうしたリニア沿線地域活性化支援事業の資金につきましては、10月、11月ぐらいに当年度の進捗状況と来年度の資金事業のヒアリングを行いまして、そうした中で制度につきまして詳しく御説明申し上げたり、こうした制度の活用につきまして御案内を差し上げているところでございます。今後ともそうした形で、この制度につきまして市町村に丁寧に説明していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第 88 号 特定事業に係る変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※承第 1 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第1-4号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることにつ

## いて

### 意見

早川委員 消費税の増税分の一部につきましては、今国会で成立しました改正子ども・子育て支援法や大学等就学支援法により実施されます、幼児教育・保育の無償化や高等教育無償化などの財源として充てられる予定になっています。

これらの少子化対策は、日本の将来のために、全国民、国民全体が広く、また薄く負担をしていく必要があるという点があります。しかし、また一方で、これは逆進性となる消費税がよいのかという意見もある現状の中で、よって現時点で本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

### ※所管事項

#### 質疑

(障害者雇用について)

桜本委員 障害者雇用についてお聞きします。昨年度、障害者雇用率の算定に不適切な部分がありました。法定雇用率2.5%の達成ができなかったということで、知事部局においては、非常勤職員20人分の障害者の雇用の枠を設けて採用を進めるところでありました。既に4月、5月、6月も終わりということで、状況を教えてください。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 障害者雇用についてでございますけれども、ただいま委員から御指摘がございましたとおりのような問題がございまして、昨年度につきましては法定雇用率を達成できていない状態になったということでございます。昨年11月に20人分の非常勤の方の雇用計画を立てまして、翌12月から募集を開始してきたところでございます。その結果、これまでに16人の方に実際、県職員として働いていただいているという状況でございます。

また、その後になりますけど、その後というのはその11月より後という意味でございますが、その20人とは別に3人分の新たな雇用枠についても追加して募集を行ったところでございまして、これらを合わせますと19人の方を非常勤職員として採用したという状況でございます。

桜本委員 若干まだ不透明なところがあるというようなことで、達成できる見通しも出ているというようなことも感じるわけなんですけど、本年度については、今現在、どのような状況ですか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 雇用計画等に基づきます採用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、19人の非常勤の方を採用し、それ以外にも正職員の方についても、障害者の雇用枠ということで、お二人の方を新規採用しているところでございます。ただ、その一方で、従来からお勤めいただいていた障害

者の方で、退職された方も何人かおられるというような状況があると認識しております。したがって、御質問の本年度の障害者雇用率でございますけれども、現在国から、本年6月1日現在で取りまとめて来月中旬までに報告せよということで通知がまいつているところでございます。現在確認・集計の作業を行っているところでございます。ということで、現時点で具体的に雇用率がどうなったかということをおし上げることはいたしかねるところでございますけれども、その雇用促進そのものにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、おおむね計画に沿って進捗していると考えているところでございます。

桜本委員 障害者雇用ということで、障害を抱えている方、正職員もそうなのですが、非常に長期に働いていただくということは難しい面もあります。そんな点で、障害者雇用において重視しておく、重点的にこういうことに気をつけていきたいということがございましたら、発言していただけますか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 雇用機会をできるだけたくさん御提供するということが一つあるかと思っておりますけれども、それにつきましては正職員、それから非常勤職員という形で、できるだけいろんなニーズにお応えするということがまず1点あるかというふうに思います。

それから、今、委員御指摘のとおり、できるだけ長く安定的に勤務していただくことが重要になるかと思っております。これはまず第一に、やはり採用段階において、具体的にどんな配慮を行えばいいのかというあたりについて、県側と、それから実際に働いていただく方との間で認識を共有するということが必要になるかと思っております。

それから、さらに私たち職場の側といたしまして、やはり障害者雇用というものに対する理解を深めたり、あるいは具体的な配慮に対するスキルといいますか、手法を学んでいく必要があるかと思っております。昨年から始めておりますけれども、研修会というものも通じて、そういったスキルアップも図っていく必要があるかと思っております。

さらに、先ほども御審議いただきましたが、いろんな勤務時間でありまして、在宅勤務といったような、柔軟に働くための環境づくりということも重要になってくるかと思っております。こういったさまざまなものを組み合わせていくことによりまして、障害のある方が安心して長く働いていただける環境づくりを進めていきたいと思っております。

桜本委員 知事部局として、総務部の部長としての注意点、どんなことを思っておりますか。

鈴木総務部長 今回の村松次長の具体的な説明のまとめになるかもしれませんが、私が重要と考えているのは、当然雇用を進めることは重要なのですが、それに当たりまして、まさに、今回、条例の改正を御審議いただきますけれども、制度面、それからテレワークなどの仕組みですね。さらに重要なのは、各職場における意識と、それから具体的に障害者の方と一緒にお仕事するスキルだと思います。単に雇用だけすればいいというわけではなくて、継続的にやっていくことが重要だと思っておりますので、その点、今、昨年度から比べますと大幅にふえてきているところがありますので、しっかり力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

(山形県沖地震への対応等について)

卯月委員

6月18日に発生いたしました山形県沖の地震で、被害を受けた方々には、一日も早く復旧することをお見舞い申し上げたいと思います。翌日の6月19日、本会議での知事の答弁とその後の記者会見で、この地震で損壊した屋根の応急・復旧を支援するために職人を派遣するということが発表されまして、22日には、この職人の皆様の出発式が行われまして、知事、また防災局長、防災危機管理課長とともに私も出発式に出席をさせていただきましたけれども、改めてこの内容を御説明いただきたいと思います。

細田防災危機管理課長 ただいまの御質問であります、今回の地震で、被災地では屋根瓦が落ちるなどの被害が生じておりまして、特に梅雨どきでもありますことから、早急に損壊した屋根の応急・復旧を行う必要がある。そういうことから、ほかの地震災害での活動実績があります、一般社団法人災害復旧職人派遣協会に所属する専門技能員の方々を被災地へ派遣するものであります。被災現場では、損壊した屋根から雨漏りしないようにブルーシートをかぶせるとともに、風が吹いても飛ばないように木材で固定する、そういう応急処置を行っております。

卯月委員

わかりました。この一般社団法人災害復旧職人派遣協会というのは、この協会を設立する前からボランティア隊として、阪神・淡路大震災を皮切りに、熊本地震や鳥取地震など、被災地に職人を派遣して、屋根にブルーシートをかけて、相当屋根業者は混み合いますから、それまで安心して被災者の方が生活できるように、しっかりとしたブルーシートがけを行っていただくという、とうとい活動をしていただいております。

私ごとですけれども、昨年大阪府北部地震の際には、早川県議と現地まで順番で赴きまして、お手伝いをしました。まさに昨年の夏は命にかかわるような暑さという中で、屋根に上ると地下足袋の裏からやけどをしてしまうような状態でしたけれども、そういった中で私たちも微力ながらお手伝いをしてきた経過があります。私は、平成29年の2月議会において、こういった団体と連携を図って、本県での災害の発生に備えておく必要があると質問したのに対して、県からは、屋根の工事業者など、専門技能者のノウハウを応急・復旧活動に生かすことは重要であるので、国や市町村の意見も聞きながら、連携のあり方について協議してまいりたいという答弁を受けております。

そこで今回、県はどのような考えに基づいて、こういった応急・復旧に対する支援を行うことになったのか、お聞きしたいと思います。

細田防災危機管理課長 今回、多くの家屋で損壊したということで、被災者の方々が一日も早く自宅に戻り平穏な生活が送れるようにするため、積極的に応急・復旧に対する支援を行うとしたものであります。

卯月委員

わかりました。災害後1週間が経過しまして、その対応の状況はどうかということをお聞きします。

偶然ですけど、先ほど現地のボランティア団体、また別の団体なんですけれども、その方からメールが来ました。その災害復旧隊の方が現地に日曜日から作業に入っていただいて、地元の方々とコミュニケーションをとりながらしっかりとやって大変喜ばれているとのメールが、実は先ほど届いたんですけれども、今後こういったことを県の防災力強化に生かすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

細田防災危機管理課長 今後の防災対策に生かすべきという御質問であります。今回活動していただいているわけですが、今回の現地での活動、そこで得られた知見ですとか実績、そういったものにつきまして、戻ってきた後に講演会などで報告していただくなどによりまして、今後の本県におけます地域防災力の強化につなげていきたいと考えております。

卯月委員 お答えのように、本県の防災力が、こういったことで一層強化されることを御期待いたしたいと思っております。翌日の23日の新聞にも、出発式のことが大きく報道されていますけれども、ぜひそういったことを期待して、質問を終わりたいと思っております。

細田防災危機管理課長 先ほどの御質問で1つ、答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。対応状況につきましては、先ほど委員からもお話がありましたとおり、22日に出発式を行いまして現地に向かったところであります。その現地、新潟県の村上市というところに行ったわけですが、村上市からの要請を受けまして、23日から活動を始めまして、2日間で5軒の補修を行ったという状況になっております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を9月2日から4日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹